（輸送課の所掌事務）

第六条の九　輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の輸送に関する企画及び調整に関すること。

二　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。

三　中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。

（用地総括課の所掌事務）

第六条の十　用地総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄附並びに地上物件の移転又は引渡し（以下「移転等」という。）並びにこれらに伴う損失補償に関する事務の総括に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に係る用地の予算の管理に関すること。

三　中間貯蔵施設の整備に係る公共物の管理に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関する事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（用地審査課の所掌事務）

第六条の十一　用地審査課は、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関する事務をつかさどる。

（用地補償第一課及び用地補償第二課の所掌事務）

第六条の十二　用地補償第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に関すること。

二　前号に掲げる事務に伴う損失補償に関すること。

三　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は建物の借入に関すること。

2　用地補償第二課を置く場合には、第二十三条に基づき、前項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）

第六条の十三　中間貯蔵施設整備推進課を置く場合には、第二十三条に基づき、第六条の七第一号から第四号まで、第六条の八第一号及び第二号、第六条の九第一号から第三号まで、第六条の十第二号から第四号まで、第六条の十一並びに第六条の十二第一項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

第六条の六を削る。

第六条の五中「第二十二条」を「第二十三条」に、「第六条の三第一項第一号から第七号まで及び第六条の四第一号から第三号まで」を「第六条の三第一号から第三号まで、第六条の四第一項第一号から第七号まで及び第六条の五第一号から第三号まで」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の四第一号中「第六条の六第一項第一号」を「第六条の七第一号」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の三第二項中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条を第六条の四とする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（市町村除染推進課の所掌事務）

第六条の三　市町村除染推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射性物質汚染対処特措法第三十六条に規定する除染実施計画に関すること。

二　放射性物質汚染対処特措法第四十三条に基づき講じられる国の財政上の措置等に関すること。

三　前二号に掲げる事務に関する関係地方公共団体との連絡調整に関すること。

第七条（見出しを含む。）中「国立公園・保全整備課」を「国立公園課」に改め、同条第二号中「保全事業をいう」の下に「。第九条第一号において同じ」を、「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号中「生態系維持回復事業をいう」の下に「。第九条第二号において同じ」を、「実施に関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六号中「第十五条」を「第九条第三号及び第十七条」に改め、「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第七号中「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第八号中「次号」の下に「及び第九条第五号」を加え、同条第九号中「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十三号中「生態系維持回復事業をいう」の下に「。第九条第六号において同じ」を、「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十六号中「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十八号中「第十条」を「第九条第八号及び第十一条」に改め、「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二十号中「野生生物課」の下に「及び自然環境整備課」を加える。

第八条第十九号中「保全事業をいう」の下に「。第九条第十号において同じ」を加え、「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三十三号を同条第三十四号とし、同条第三十二号中「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第三十三号とし、同条第三十一号を同条第三十二号とし、同条第三十号中「関すること」の下に「（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第三十一号とし、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（動物取扱業に係るものに限る。）。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（自然環境整備課の所掌事務）

第九条　自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施（以下この条において「施設の整備等」という。）に関すること。

二　自然環境保全地域における生態系維持回復事業に係る施設の整備等に関すること。

三　世界自然遺産の保護、保存及び整備に関する事業に係る施設の整備等に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関する事業に係る施設の整備等に関すること。

五　国立公園に関する公園事業に係る施設の整備等に関すること。

六　国立公園における生態系維持回復事業に係る施設の整備等に関すること。

七　前二号に掲げるもののほか、国立公園の保護及び整備に関する事業に係る施設の整備等に関すること。

八　自然再生の推進に関する事業に係る施設の整備等に関すること。

九　環境の保全の観点からの森林及び緑地の保全その他その目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事業に関する調査及び関係機関との連絡調整に関すること（当該事業に係る施設の整備等に係るものに限る。）。

十　国指定鳥獣保護区における保全事業に係る施設の整備等に関すること。

十一　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げられている湿地の保全、管理及び適正な利用に関する事業に係る施設の整備等に関すること。

十二　前二号に掲げるもののほか、野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他野生生物の保護に関する事業に係る施設の整備等に関すること。

十三　前各号に掲げるもののほか、本省の自然環境局の所掌に属する事業に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発並びに関係機関との連絡調整に関すること（当該事業に係る施設の整備等に係るものに限る。）。